



事業目的・概要等

背景・目的

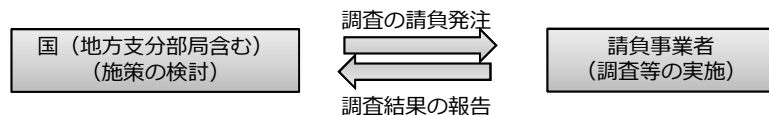
- 環境省では、東日本大震災以上の規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムに関する総合的な対策の検討を行うとともに、検討結果を踏まえた施設整備を進めてきた。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）が成立するなど、平時から災害時における廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するための体制構築や技術的な課題への対応、さらには廃棄物処理施設そのものの災害対応力の強化など、強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることが求められている。

事業概要

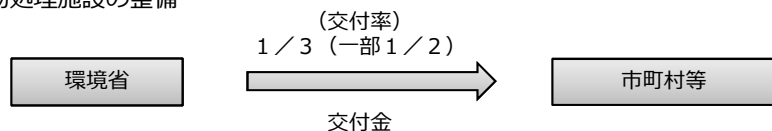
- (1) 大規模災害発生時における災害廃棄物処理体制の強化 (4百万円)
- (2) 大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備 (3,500百万円)

事業スキーム

- (1) 災害廃棄物処理体制の強化



- (2) 廃棄物処理施設の整備



イメージ

全国レベルでの検討

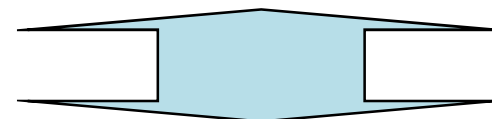
- ・ 大規模災害に向け、全国・地域レベルで十全な備えをすべく、対策と課題を取りまとめ
- ・ D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用した自治体の災害廃棄物対策の支援
- ・ 廃棄物処理施設の整備を支援

廃棄物処理技術・システムの強靱化

（大規模災害を想定した膨大な災害廃棄物の処理方法の検討）

施設整備の支援、施設の有効活用

（災害廃棄物処理拠点の整備及び災害時の有効活用方針の検討 等）



地域ブロック単位での検討

- ・ 地域ブロック協議会※を活用した災害廃棄物対策の具体化（自治体間連携、行動計画の策定、民間事業者等との連携（協定等）、防災訓練の共同実施 等）
※構成メンバー…環境省、国機関、自治体、事業者、専門家等
- ・ 自治体による廃棄物対策の支援

期待される効果

- 事前に災害時の対応体制（必要な廃棄物処理施設の整備を含む）を整備することにより、災害発生時において、国民の生活環境が保たれ、早期の復旧・復興につながる。